

不適合管理委員会報告情報  
平成18年3月2日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ:

No.	号機等	不適合件名	備考
1	6号機	弁分解点検に伴う干渉物である弁横のH鋼をガス溶接にて撤去作業中、作業用仮設ハウス(難燃シート)からの煙を確認したことから、速やかに消防署に連絡するとともに消火器にて初期消火を実施。その後、消防署により鎮火を確認	3月1日公表済

区分Ⅱ: 該当なし

区分Ⅲ: 該当なし

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	燃料交換機主ホイスト制御盤の冷却ファンにおいて、動作不良(2台中1台)が認められたため、当該ファンを点検・修理	
2	2号機	現場監視用モニタ装置において、NO. 2(復水脱塩装置制御盤1)及びNO. 25(雑固体廃棄物可燃物仮置場)に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	
3	2号機	所内ボイラ室素補給系配管において、遮断弁のシートリーク及び圧力調整弁の動作不良(設定ズレ)の可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	
4	4号機	原子炉格納容器漏えい率検査時、圧力測定用計器の精密圧力計の精度記載欄に誤記が認められたため、誤記を訂正	
5	4号機	開閉所モータコントロールセンター210V分電盤の点検時、CKT-6(4号主変洞道内排水ポンプ)用回路の絶縁抵抗に低下が認められたため、当該回路を修理	
6	5号機	廃棄物処理系固化設備(遊休設備)のホッパー攪拌機(A・B)において、ギヤボックス油レベルゲージ下部及びカップリング下部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
7	6号機	原子炉給水ポンプ出口ヘッダー圧力変換器(PT-4-20.50)の点検時、計器入口弁及びテスト弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換	
8	6号機	原子炉冷却材浄化系の配管計装線図において、弁番号(4箇所)に誤記が認められたため、誤記を訂正	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	6号機	高圧復水ポンプ(A・C)吐出圧力指示計(PI-3-22. 00A・C)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	
10	6号機	高圧復水ポンプ(A・B)吸込圧力指示計(PI-3-23. 1A・B)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	
11	6号機	所内ボイラ薬注設備のヒドラジンタンクにおいて、「ヒドラジン稀釈タンク液位高」の表示が発生し、タンクがオーバーフローしたため、タンクのレベルスイッチを点検	
12	6号機	原子炉建屋南側壁ブローアウトパネルにおいて、取付下部より雨水の浸入が認められたため、当該部を修理	
13	その他	海生物処理設備用水ポンプ(A)の電動機点検時、カップリングとシャフト間の嵌合値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで